

事 務 連 絡  
平成 31 年 2 月 20 日

各都道府県・各政令市廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課

畜産業者による廃棄物処理法違反の防止について（依頼）

産業廃棄物行政の推進につきましては、日頃より御尽力頂き、厚く御礼申し上げます。

昨年 9 月に岐阜県において豚コレラが発生して以降、計 5 府県 10 例の発生が確認されております。このような中、本年 2 月 19 日、愛知県内の養豚場において、その管理者が豚コレラを疑い、死亡した豚を豚コレラの疑いがあるとして農場内で焼却していた事例が確認されました（農林水産省によると、当該農場への立入検査及び精密検査の結果、当該事案は豚コレラ陰性。）。これを受け、同様の事案の再発防止及び異状畜確認時の対応について指導徹底を図るため、別添のとおり農林水産省消費・安全局動物衛生課長から各都道府県家畜衛生主務部長あてに通知がなされましたので、御了知ください。

患畜又は疑似患畜の処理については、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に従って適正な処理を行う必要があることをこれまでも通知等で周知してきたところですが、産業廃棄物である動物の死体については、同法に従った処理を行わない場合は、廃棄物処理法に従い、適正な処理を行う必要があります。

これを踏まえ、貴部（局）におかれましては、廃棄物処理法の基準に適合しない動物の死体の焼却・埋立処分が発生しないよう、関係部局と連携し、現状を注視していただくとともに、不法投棄及び不適正処理が確認された場合には、廃棄物処理法の規定に基づき、厳正に対処いただくようお願いいたします。

【担当】

環境省環境再生・資源循環局

廃棄物規制課 白鳥、服部、川上

電話：03-5501-3156

FAX：03-3593-8264

E-mail：hairi-sanpai@env.go.jp

写

30 消安第 5560 号

平成 31 年 2 月 20 日

都道府県家畜衛生主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

## 愛知県の養豚場における豚の死体の不適切な扱いについて

日頃より、家畜衛生の推進に御協力いただき感謝申し上げます。

御承知のとおり、昨年 9 月に岐阜県において我が国で 26 年ぶりとなる豚コレラが発生して以降、計 5 府県 10 例の発生が確認されております。また、岐阜県及び愛知県においては、野生イノシシで 175 例の豚コレラの陽性事例が確認されております。

このような状況の中、昨日、愛知県愛西市の養豚場において、管理者が豚コレラを疑い、死亡した豚を豚コレラの疑いがあるとして農場内で焼却していた事例が確認されました。農場への立入検査及び精密検査の結果、今回の事例は豚コレラではありませんでしたが、万が一の際は、豚コレラの発見が遅れ、感染を更に拡大させるおそれがあります。また、死体を適切に処理しなかった場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に抵触するおそれがあります。

つきましては、本事例について家畜の所有者、関係機関、関係団体等に周知いただき、豚コレラを疑う異状が確認された場合には、速やかに家畜保健衛生所に通報するよう農家に対して改めて指導の徹底をお願いいたします。また、このような事例が二度と起こらないようにするため、無断で家畜の死体を焼却・埋却することのないよう指導をお願いいたします。